

平成 21 年第7回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年10月26日 開 議 午前9時30分

日程第 1 日程第 2	末武議長	おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第7回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君。
	栗田町長	開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、臨時議会開催いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。また、秋もだんだん深まってまいり、何をするにも一番気持ちのいい季節になりました。昨日、一昨日とかりんまつり、またかりんまつりのかきくらべ大会等がございました。議員の皆さん方にも積極的にご参加をいただいて、会を盛り上げていただきましたことを心から厚くお礼を申し上げます。本日上程させていただいておりますのは、契約の締結1件でございます。よろしくご審議の程をお願い申しあげまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
	末武議長	ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
	久留嶋局長	日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君。 ご報告を申し上げます。 町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、議長において、16番 川原茂行君、17番 加地禎君を指名いたします。
		日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし。)

日程第 3	末武議長	異議なしと認めます。 よって会期は1日間と決定いたしました。 日程第3 議案第1号 住宅用火災報知機購入契約の締結について、平成20年度地域活性化生活対策の臨時交付金事業の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。 栗田町長 それでは、まず最初にお詫びを申し上げます。今回の入札に関する資料等につきまして、配布が今日という事になりまして、本当に申し訳ありませんでした。ただ今上程されました、議案第1号、住宅用火災報知機購入契約の締結についてのご説明を申しあげます。消防法及び仲多度南部消防組合火災予防条令の改正により、平成18年6月1日より住宅への、住宅用火災警報器の設置が義務付けされました。町といたしましても、設置率を高め、住宅火災時の犠牲者をなくし、住民の皆様の安心安全な生活を確保するため、住宅用火災警報器を購入し、配布するものでございます。なお、契約の形態は購入予定個数を6千個とした単価契約といたしております。内容等につきましては、お手元にご配布の入札結果及び購入機器のパンフレット等を添付いたしておりますので、お目通しをいただけたらと思います。ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。 末武議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 はい、本屋敷崇君。 本屋敷議員 何点か質問させていただきます。6千個ということですが、まんのう町、平成20年度12月1日に公示されています、告示されてます、まんのう町住宅用火災警報機購入費等助成事業実施要綱と言うのがあるんですけども、それとですね、今回10月1日に告示されてます、まんのう町住宅用火災報知機配布事業実施要綱との絡みですね、それによって前要綱の方で今までにどのぐらい配布しておってですね、今回の分にはその配布した人は該当するのでしょうか。二重で助成されるのかどうかという部分を1点。後ですね、この契約金額の中にですね、今回10月1日に告示された実施要綱の中の第4条では、配布する火災報知機の設置は原則として給付を受けたものが行うものとする、但し第6条後、後段に規定する自治会申請においては別途設置費用の一部を助成することができると思いますが、この額もこの契約金額の中に入っておるのでしょうか。後まあ、後、実施要綱の方にも入るんですけども、この後新築等が出てきた場合には前12月、前実施要綱まあこれ高齢者のみですけども、これやったら5月31日、23年の5月31日までいけるんですが、今回の場合は今年度末までということですけども、今後新築があった場合にはどうい
--------------	-------------	---

	本屋敷議員	取り決めるのか。後ですね、第5条、火災報知機の設置場所は寝室を対象とするとありますが、国の政令の方ではですね、寝室もしくは寝室がある階の階段、3階建ての場合寝室3階のみであった場合には1階の階段とか、ええまあ等々あるんですけども、寝室、3階建てであった場合には寝室があるよりもですね、3階に寝室があるよりも、ある場合でしたら、寝室であるよりも寝室に関わるまでの階段に付けるほうが生存率は高いと、というようなことが考えられるんですけども、そういったところを実施要綱では寝室のみとしておるのですが、それは政令と比べてどうなのかと、できれば政令に合わすと、いうふうにした方がよかったのではないかと4点をお願いします。 (議長ええですか。)
	末武議長	関連な。
		(関連でずっと・・・)
	末武議長	はいはい、はいはい。ちょっとまあ、別の答弁。また次が出てくるやられん。
		はい、栗田昭彦君。
	栗田総務課長	本屋敷議員さんのご質問にお答えします。
		まず1点目でございます。すでに町が定めております、住宅用火災警報器購入費助成事業と今回の火災警報器の配布との関係でございますが、すでに購入に対する助成事業につきましては実施をいたしております。この対象者の方につきましては、70歳以上の高齢者の方のみの世帯の方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1、2級及び療育手帳㊤、A取得者の世帯等、いわゆる弱者の方に対する助成でございます。で、この実績はですね、まだまだ少なくですね、年に10件程度でございます。で、今回の助成につきましては、この方も一応対象というふうに考えております。 続きまして、設置、火災警報器を設置した場合、設置の助成といいますか、高齢者のみの世帯の方につきましては、なかなか設置するのが難しいということもございます。で、今回の契約にはこの手数料は入ってございません。で、自治会の方に加入されている場合は、すでに数の集約もお願いしておるところでございますが、どうしてもそういう世帯がある自治会につきましては、助成をしていただきですね、この手数料等もですね、町の方から合わせてお支払をするというふうにも考えております。 で、第3点目ですが、今回のこの事業につきましては、平成20年度の繰越事業ということで、来年の3月31日を持って終了しなければなりません。と申すことでございますので、この事業につきましては、3月31日までを持って終了をさして、来年の3月31日をもって終了させていただきます。で、その購入助成事業につきましては、別もんでございますので、23年まで継続させていただきたいというふうに考えております。

	栗田総務 課長	それから、設置場所でございます。基本的にはですね、消防署の指導等でもですね、寝室が一番そのまず設置する順番といたしましては、寝室が最初だろうというのは指導も受け取ります。加えまして、今回は煙を感知する警報機でございます。これもですね、まず寝室というのは、熱でなし、熱感知で無しにですね、煙を感知する可能性の方が最も強いと言うようなことで今回煙を感知する警報機ということで、選択をいたしました。で、本屋敷議員さんご指摘のようにですね、戸々に住宅の形態は異なると思いますので、これはですね、基本的な指導ということでそれはまたケースに合わせてお考えになっていただいでですね、それぞれのご家庭の方が設置していただけたらというふうに考えております。あくまでもこれは基本的な指針ということで、お示ししたものでございますのでご理解の方よろしく申し上げます。 新築につきましては、今回限定はいたしておりませんので、それも該当になりますが、基本的には新築は消防法で平成18年6月1日より付けなさいよという義務付けでございます。既設住宅につきましては、それぞれの条令で定めるということ、その違いがありますが、今回はまあ一応対象ということには考えております。
	末武議長 本屋敷議員	はい、本屋敷崇君。 再質問ですが、助成、もともと2つある事業の重複が認められるということですが、それは弱者に、一方が弱者に対する、ほんだら今まで年10件あたり助成していただいております、していとところも今回は全戸配布を基本とするという考えですか。あ、ちょっと待ってください。それが1点。 あと手数料は含まれないということですけども、実施要綱の中にある手数料の部分ですね、これは今回の臨交金の中で手数料として払うという事を、助成することができると、別途費用の一部となつとるんですけども、これは要綱の中では謳われて、どれぐらいまでかと、限度額がどれぐらいまでかとかいうのも謳われてはないんですが、それはその時その時に応じて判断するということなのか。新築はまあ対象としないというのは了解ですけども、そういった最後の第4点の寝室とするとする部分ですが、これ事業実施要綱の中にもうすでに、第5条の中に謳われているので、これは第5条は変えるべきではないかと。政令に合わせたものにする。寝室とすると。で前項の規定に関わらず、すでに第3条に規定する火災報知機と同等以上の火災報知機を寝室に設置している場合は、他に設置することができると、いうことになってますので、ここはちょっと見直すべきではないかと思いますがどういう、どう思われますか。
	末武議長 栗田総務 課長	はい、栗田昭彦君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。助成金の、助成金と言いますか、取り付け手数料、自治会の役員の方がやっていただける手間賃と言いますか、手数料の金額につきましては、文章では具体的な数字は出しておりませんが、今後ですね、そんなに多

	栗田総務課長 末武議長 小亀議員	額でない程度に戸数に応じて自治会単位ですね、配布しようというふうに考えております。その金額につきましては、百円単位、百円、2百円まあその程度、1戸当たりですね、その程度を予定をいたしております。で、この金額につきましては、一応県との協議も必要でございますが、今のところは今回の助成事業の対象になるであろうというふうなお話は伺っております。 それから、すでにあります弱者の方への補助金の助成と今回の現物支給については、考え方としてはですね、補助金の助成につきましては町単独でやらしていただいと。それから今回は国の交付金事業でやらしていただくと、いう2つのやり方でございますので、重複する方もおられる、おられますが、これについては特に問題ないというふうに考えております。 それから実施要綱の第5条の設置場所を寝室を対象とするというふうなことでございますが、先程も申し上げましたように一応これはあくまでも基本でございますので、すでに寝室をですね、に購入されまして設置されているところもございますのでですね、第1項、第5条の第2項にもございますようにですね、設置している場合には住宅内の寝室以外の場所に設置できるものとするというふうなことも書いておりますので、この辺りを柔軟にですね対応していただけたらというふうに思っております。以上でございます。 はい、小亀重喜君。 すみません。本屋敷議員さんの質疑とちょっと関連付くところもあるんですが、まず1点は単価契約で1,417円というのはこれかなりすごい目玉金額だと思います。ホームセンター等で気になって見ましたら、3千円弱、2千6百円、8百円ぐらいが金額じゃないかなと思います。で、それで、1つは気になってますのが仕様書は組まれて当然のことやと思うんですが、要は型落ち品とかボロを掴まされたんではないかなという不安がございます。それについて、どういった仕様書でされてたか、ちょっと充分見てなかったんで、その辺りをもう一度ご確認さしていただけたらと思います。 それと、単価契約ということで今日朝いただきました資料の中に6千の内の5千の方は先に11月24日ですかね、その後1千となっておりますけど、これはおおよそ6千ということで、例えば5千5百になってみたり、6千5百になってみたりすることがあるのかどうか、というのが1点です。 それと、申し込みの総数、現在ですね。調べればもちろん町の中で何世帯あるというんは分かると思うんですが、確か私どもの自治会でも先月の自治会の常会の時に、自治会長さんの方が申し込みの手続き等の案内をして、皆さんで協議しました。で、それらで今町の方にこう集まっていると思うんですが、だいたいどのぐらいの戸数が集まっているのか。で、またそれは総戸数に対する占有率じゃないですけど、どのぐらいをカバーできてるのかどうかということをお聞かせください。それと全戸配布ということで、ちょっと思い出すのが、先々年ですかね、音声告知放送を思い出すんです。その時にも同じような議題があったと思うんですが、
--	------------------------------------	---

	藤田議員	はもうこの消防法の改正で、分かつとんですけれども、予算を使うんですから、やっぱり自治会やほうぼうから聞いてですね、課の、課長会の中で決定しただろうと思うんですけれども、その決定した理由なんかもですね、ぜひお聞きしておきたいと思います。 それともう1つ、付けた後の問題なんですけど、自治会の部分で付けるという様な話聞きましたんで、一人暮らしのお年寄りの所へ誰がどう付けていったか、いう部分をですね、これ点検が必要だと思うんです。そういった点検もちゃんとしていただいて、その点検の費用が個人、付けた人に入るのか、団体、自治会に入るのかその辺もきちっとしていかなとね、何かあの、おいあと付けて得しよるが言う、言われたら自治会長さん大変不本意だと思いますので、それも明らかにね、して行って、きちっと付けていただけたらと思います。 後こんまいことは、もう二人が言いましたんで、重複しますんで。だきんあの決定した期間と自治会長さんとの話し合いの部分でね。一方的にきたんかどうか。それとやっぱり追加個数についてですね、どう取扱いするのか、ぜひ、できたら2個、3個まではですね、決めて行って欲しいなと思いますので、ちょっと質問しておきます。以上です。
	末武議長	(はい、議長関連じゃ。) 関連な。あんまりようけあつたら分からんようになったらいかんのや。 (全部関連があるわ。ほんだけん、1本に絞っていきょんやけん。議長。) (・・・1本に絞れんのや。) (いやいや、これ火災報知機のだけしか、臨時議会・・・もう全部関連する。) (答弁して、ずんずん・・・以外のもん出てこんのやきん。) (議長、采配せえ。)
	末武議長 栗田総務課長	はい、栗田昭彦君。 小亀議員さんのご質問にお答えします。まず、今回の製品の仕様につきましてでございますが、これは住宅用火災警報機の購入に関する広告の中で仕様につきましても表示をいたしております。で、製品の品質規格につきましては、日本消防検定協会鑑定基準合格品、但し平成20年以降合格したものに限る、で、次の機能を満たしたものとすると。形状は露出型。作動方式は煙式。警報は警報音と音声によるもの。電源は電池式。電池寿命は約10年以上。電池切れ探知機能有り。故障警報機の有り。自動復旧機能有り。保証期間につきましては、メーカーまたは販売店の保証期間が5年以上であること等を条件といたしております。 次に、個数は変更するののかということでございますが、これにつきましては、結果によってはですね、5千個が5千5百、6千個が5千5百、或いは6千個が6千を超える場合も当然あるというふうに考えております。

	栗田総務 課長	申し込みの現状でございますが、今のところ自治会長さんにご無理を申し上げまして数の集約をお願いしておりますが、約2千3百戸程度の申し込みがあるというふうに聞いております。 それから、今後の個人の購入につきましてはどういうふうに考えておるのかという事でございます。これにつきましては、町の方といたしましては、追加の要望については、対応は今のところはしないというふうに考えております。紹介はさせていただきますが、町が仲介して町の方で購入するというのは考えておりません。民需を圧迫ということもございますので、町が行ったものに集中するというのも問題が生じる恐れがございますので、あくまでも紹介程度に留めたいというふうに考えております。 受け取り拒否された場合どうするのかと、これにつきましては、もう個人の選択でございますので、どうしても配布に応じてくださいというようなことは考えてはおりません。 それからまあ、配布を決定した理由、これはもう今回の20年度の臨時交付金で広く住民の皆様に貢献できる事業はないかということですね、選択し実施しようと考えたものがこの住宅用火災警報器でございます。一番大きなものは、消防法改正あるいは南部消防の条令等の改正によるものでございます。 それから、取扱い手数料につきましては、自治会の方へお支払すると。基本的には自治会の方へお支払するというふうに考えております。以上でございます。 末武議長 栗田総務 課長 ちょっと、2世帯が同居しとる分は。 あ、すんません。答弁もれがございましたんで、対象者の考え方でございますが、まずですね、10月1日現在で住民登録がある世帯主の方。但し、1戸に複数の世帯主同士が同居している場合は、いずれかの世帯主で、持ち家等の住宅に住んでいる方でございます。で、1戸の住宅の中に数世帯が居住されておられる方につきまして、ま、これは2世帯住宅。1戸の中でですね、2世帯の方が住まわれている場合は、いずれかの方。いずれかの世帯主が対象となります。ですから、2世帯或いは3世帯が同居いたしておりますしても配布個数は1個というふうに考えております。 次に、同じ敷地内にある個々の建物で、それぞれの世帯が独立して生活している場合につきましては、いずれの方も対象になるというふうに考えております。廊下で繋がれておりましても、同様な考え方でございます。基本的には以上でございます。 末武議長 小亀議員 小亀重喜君。ちょっと待ってな。 ちょっとだけ再質問。1点だけですね、追加対応はされないという予定なんです、それがちょっとご再考いただけないかなと思うんです。と言うのが、もう今6千個いう事で、例えば先ほどのお話で5千5百みたな、私のほうから例示してしまったんで、それまでなのかもしれないんですが、そしたらまあ2千8百で止まったりとか、4千2百で止まったりした場合にそれでもう打ち
--	--------------------	---

	小亀議員	切りなのかと。プラスまあ百なり2百なりというのは予備として考えておいて、対応すべきじゃないかと、やっぱり思うんです。と言うのが、先ほど何度も例に出すんですが、音声告知器ですよ、光の方の。あれは確か百台程余分に買ったと思うんですよ。ですから、そしたらその百台も一遍にどっかで切って、後は無しよということもなってくるはずだったんですね。今回もなんかいきなりもうある程度で切ってしまったら、それは整合性もないんじゃないかなと思うんです。でまた、単価的にもお安いものなんで、もう少しその後のこの要望なり、事後対応的なことが充分に考えられると思うんです。ですから、何かもう以降の対応は考えてないという事については、ちょっとご再考いただけないかなと、この場で思うんですが、いかがですか。
	末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 小亀議員さんの再質問にお答えします。少し私の説明不足だったかも知れませんが、要するに私が申し上げたかったのはですね、藤田議員さんのご質問にも関連するんですけども、1個を配布すると。私んところは1個だけでは足りませんよと、寝室以外にもたくさん部屋がありますので、もっと欲しいんですよという場合の対応については、町はこういうメーカーがありますというご紹介は申し上げますが、それに次ぐ取次ぎはしませんよというようなことが私は言いたかった訳でありまして、当然個数がですね、小亀議員さんがおっしゃったように5千5百で切るのかと、いうことはですね、やはりその実際やっていく場合にですね、色んなケースが考えられますのである程度の余裕は持ってですね、個数の余裕は持って対応すべきことも必要でないかというふうに考えております。
	末武議長 藤田議員	ちょっと待ってな。藤田昌大君。 すみません、個数の関係でこだわるんですが、例えばですね、神野地区、自衛消防が幹旋して3分の1ぐらいの家庭にいったるようなことを言いました。ですから、これ、この分がですね、可決されますと、全戸対象だろうと思います。世帯については。その分についてですね、いらん言うところというところ出たら困りますんでですね、1個は基本ですよ言うんがまず税金のですね、公平な配分から言うそうやろうと思うんですが、もう1点ね、場所の固定の中で、初めのは寝室についとるはと、2つ目になったらですね、町が配布されるんはこれをここへやって、認められるんか認められんのか言うことなんですよ。すでにあると。あってせっかくくれるんやったら、余分なところに付けましよう言うんがあって、それを認めるんか、認めんのかいう、そのぐらいはですね、条令の中で柔軟な対応が本屋敷議員が言った分ですね、対応が必要でないかなと思うんです。個数については、もう今答えられましたのでひつこく言いませんけども、せえせえせえせえ言うんが条件ですけども、そういった部分。それともう1つは、自治会長さんと後の問題についてはですね、もろもろちょっと問題提議しましたけれども、あると思いますけれども、それも充分ですね、設置について、そしてまた独居老人とかそんな対策についてはですね、充分対応して、してもらいたいと思います。

	藤田議員 末武議長 栗田総務課長 末武議長 加地議員	せつかくの、わずかな金額でも公平な税金の配分になると思いますので、ぜひそういった部分ではですね、その対応だけあるところを、に、新たにする場合にどうするか、一切止めやというんやったら止めで結構ですけん、その答弁だけいただきたいと思います。 栗田昭彦君。 藤田議員さんのご質問にお答えします。自治会のお世話で、数の集約をした場合に、投資された方に対する対応でございますが、端末の設置の場合もそのようなものがあつたと聞いております。町としたしましては、もう、うちはいらんのやと言う世帯の方にですね、いやいやどうしても貰ってくださいというところまでは、お願いするような考え方は今のところございません。本人の、あくまでも本人の意思で決定をいたしていただきたいというふうに考えております。 それから、既に購入してですね、寝室に設置している場合の新たな町が配布させていただく警報機の設置場所につきましては、まんのう町住宅用火災警報器給付事業実施要綱の中の第5条第2項にあります、第5条では警報機の設置場所は寝室を対象とするということでございますが、第2項に前項の規定に関わらず、既に第3条に規定する火災警報器と同等以上の火災警報器を寝室に設置している場合には、住宅内の寝室以外の場所に設置できるものとするということが定めておりますので、これを、この要綱に定めました通りの運用をお願いしたいというふうに考えております。 はい、加地禎君。 小亀議員なり藤田議員から色々質問をいたしております。それに対して、それと重複するかも分かりませんが、重複した点につきましては省略していただきたいと思いますが、これあの、まあちょっと一歩前進しての質問になろうかと思いますが、これ業者を入札して一番価格の安い、丸井工務店が落札をいたしておるんですが、これ見てみますと町内業者もこれ5社程入っておるんですが、この業者につきまして、この丸井工務店が落札したこのメーカー、機種ですね、これが一番最良でありベストであると、いうことでお決めたものと私はこう判断するんですが、それぞれ値段が違うだけにですね、それぞれの業者はこの機種を、持ち味を色々な自分の会社にはこういう機種がベストだということで、機種は出しておると思うんですが、そういうことで単価的にも開いておると、そのように私は解釈いたしておるんですが、このあの機種と言うのは、非常に今、先程総務課長がご説明がありましたように、日本の指定を受けたひとつ色々な規格があつて、それに類した規格でなかればいけないということになっておりますけれども、この業者の中にはそれぞれの代理店なり特約店を持った特色を持った機種で望んでおると思うんですが、この1社の、落札した1社の、この機種を1社に、この機種1種に絞って全部の業者に入札してのこれだけの価格の開きがあつたものか、それをちょっとお聞きしたいんですが、このメーカー見ますと名前言うて恐縮でございますけれども、岩本商店、これはあのポンプの工事、消火器のメーカーであります。それからその次、四国アラーム、これも1つのこういう消火器のメ
--	---	---

栗田総務課長 末武議長 加地議員	でございます。その基本的な指針と言うのは、消防署等による指導に基づきましたものによりましたものによりまして、基本的な指針を定めさしていただいております。以上でございます。
	はい。
	説明ありがとうございました。ほんだら、この機種がベストであると、この機種を決定したのはベストであるというのは町の執行部の方でご相談なさって、これがベスト、他のもんには単価的にも機能とかそういうのを全部調べたんでしょうか。調べてる上のこれが一番最良であるということを決めたのは、どなたが決めたんでしょうか。町執行部の方で決めたと思うんですが、そういう決定した理由はどこが、これが安く、単価的に安くて機能が充分発揮できるということで決めたと思うんですが、どういうことでお決めになったんでしょうか。もう以上、くどいことは申しませんがそれだけひとつ。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務課長	加地議員さんの再質問にお答えさせていただきます。先程申し上げました品質企画につきましては、この内容を決定するにあたりまして、南部消防署の担当の方のご意見を拝聴いたしました。で、その中でですね、これだけは、これだけは兼ね備えなくてはいけないものと言うようなことで、このような規格をご提示していただきました。そのようにですね、専門的な知識を持たれている方のご意見もお聞きし、こういうようなもので公告をさせていただきました。以上でございます。
末武議長 高木議員	はい、高木堅君。 大変、今日のこの議案のことに関して、執行部がようやくここまで腰を上げたかなと、今日そういう思いでおります。これまあ、委員会から加地議員さん、小亀議員さん、総務委員会の中やからもう大変意見を詰めて、かなりな1年半、2年近いあれがあの、委員会の中で色々と担当の今の総務課長、執行部と協議して参ったわけですが、この消防行政についてですね、大変総務課長も努力しているのは分かりますが、この火災報知機の普及に関して課長が言われたように南部消防等々の色々な連携をとって、まんのう町の婦人防火クラブです。大変連携を密にして、もうとっくにそういった形で1個ないし2個、まあ数、地域的に他の地域からも連携を取りながら、藤田議員も言われましたが、そういった婦人防火クラブの目に見えない努力があったことと私は思っております。また、消防行政においてもっとこれ総務課長、何べんも委員会で言いましたが積極的に取り組むべきであったかと思います。なお、消防行政はこれ課長今までのこれから一番こう密接に個人の生命、財産を守るための目的もモットーとしておりますが、これ金額的にですね、大変あのこの価格、私もこれ見てびっくりしました。これ凄い安価になっているなど。そういった分は積極的にやって来れば、やはり1つの目安が立つので、去年等購入された方はやはりこうちょっと気分的にいい気分はしないと私は思っております。もっと町がですね、これ単年度だけでなくしてです、加地議員も言われましたが、通常考えれば1世帯にはまあ寝室、

高木議員	台所、居間等々ありますが、一番台所、寝室等が大事だと思いますが、その間について、今後ですね、継続性を持った執行部の考え、これ消防行政相当なこれ金使っておりますね。南部、公設、自衛等々、それから見ればですね、ほんの予算的にまあわずかな金額だと思います、これ。これで、各住民の生命、財産等がそういった危機管理に関して救われるのであればですね、もっと持続した執行部、総務課の考えが充分に持って今後の対応を望むべきではないかと私は思うんですが、その点課長の考えをお伺いしたいと思います。終わります。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務課長	高木議員さんのご質問にお答えいたします。議員さん冒頭のご質問の中で、町の対応が遅れたというお話ございました。もう少し早くできたらなというふうにも反省もしております。今後また、できるだけ住民の皆さんに対して早い対応をするように心がけてまいりたいというふうに思っております。それから今後の同様な事業の実施につきましては、確かに議員さんご指摘の通りでございます、非常に必要な事業でございます。予算等の問題もございます。もう今回は国の交付金という事で町の持ち出しはないということでございますが、以後の事業につきましては、全額町の一般財源で補うということにもなりますので、その辺も考えながらですね、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます
末武議長	はい、高木堅君。
高木議員	課長答弁いりません。全額、今回の臨時交付金のこの分に関して、全額補助と言うことですが委員会でも十分に審議した中で、やはり高齢者の方、まあこれ年齢を何歳で定めるかと、また体の不自由な方に関しては、もう一番にこれ、2年近いですねこれ、そういった充分審議してきた内容ですから、大変厳しい財政の中ではありますが、それこそ補助の率は色々考えられるかと思いますが、単年度で1個だけで打ち切るといようなこの消防行政でなく、こういった弱者の立場に立ってですね、やはり台所、寝室なら寝室1個しかないんだったら、台所を次年度には台所、まあ半額かなんば分かりませんが、行政の許す、財政の許す範囲内で充分考えていただきたい。それだけを要望して質問を終わります。
末武議長	はい、三好勝利君。
三好議員	同じような質問で、やっぱりちょっと言うことはやっぱり言うとかんと夜が寝られなんだらいかんの。例えばこれ電池が長持ちで10年寿命というのがありますけど、普通懐中電灯なんかでも約2年ぐらい忘れると腐食してしまうんです。どういう電池を使っとんか、私10年も寿命がある電池というのは初めて聞いたんですけど、最近やっとなるオフトーク、緊急通信の場合も1年に1回換えるようになってます。それと、以前話題になっとった湯沸かし器ですね、メーカーの名前というのはまあ皆さんご存知やと思いますけど、あれもお母さん曰く、もう少し早くメーカーが解決してくれとればうちの子どもは死ななくて済んだんだと言う、課

栗田総務 課長		に、この説明書では入っております。 また、保証期間は5年というふうなことも条件をつけておりますので、そのような不備なものがございましたら、5年間はですね、保証の対象になるのではないかというふうにも考えております。 (はい)
栗田総務 課長		すいません、保証の対象になるとも考えておりますが、条件、環境等にもよりますものございますので、必ずしも全てがこの5年に該当するものではないといふうにも、一方では思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。
末武議長		はい、三好勝利君。
三好議員		総務課長の答弁充分分かりました。そらやっぱり人間が決めることですから、やはり我々みたいにある程度時間があって、そこらじゅう日には毎日歩き回っているいろんな人の意見を聞いて、やっとするわけですから、例えばここに今もちっさい字で書いてあるけど、これ保険の契約でも何でも肝心の謳い文句は大きなところで、後の肝心の抜け道は全部ちっさい。年寄りはいこれ読めんのです。全部これじゃあ。これ逆に書いたらええんですよ、ね。この不合理なところを大きく書いて聞き取りやすい、安心サポート、電源長持ちいうんは、これは虫眼鏡でなかったら見えんような、逆を書いたら一番ええと思うけど、メーカーは全部そんなんですから、そこらへんはやっぱり、個人がやるんだったら仕方ないですけど、大きな行政が取り組んでやるわけですから、やっぱり安心安全ということに、金の面に、ある商品は安く買えばええけど、こういう商品は水道事業ではないけど安かろう悪かろうではないかんの。やっぱり、高かろう、良かろうの方が私はいいと思いますから、今後そういうことを充分参考にしてこれ執行に当たって課長も充分ここまで来て2年、3年遅れてやったわけですけど、やっとなできたわけですから、まあひとつその辺も充分考えの中に入れていただいて、やっていただきたいと思います。答弁は結構です。
末武議長		はい、大西豊君。
大西豊議員		ちょっと、2、3点だけ、質問させていただきます。この契約の金額と個数いうんは6千個と予定総額は850万5千円いうんか、数字の根拠を教えてくださいたいと思います。先程来執行者の説明の中では、持ち家でなかったらいけないとか、3世帯住宅であっても1個であるとか、言われておりましたので、その根拠。実際には、想定する件数は何件であったか。まず1点目。 それと、先程高木議員も質問がありましたが、答弁もありましたが、基本的にはやっぱり消防行政色々お金がたくさんいるということで、合併をしてでも3町、旧の3町色々な、バラバラな進み方でいっとるところであります、公平性の面からもう1点質問させていただきます。先程、高齢者に対する助成金をすでに購入されておる方があるとの報告でありましたが、少々という言葉でありましたが、こういう議案に出てくるような大事な案件ですので、どの位の件数が今まで助成の対象になっておるか、再度質問

	大西豊議員 末武議長 栗田総務課長	いたします。 栗田昭彦君。 大西豊議員さんのご質問にお答えします。まず6千個の算出の根拠でございますが、住民台帳等の数字によりますと資料によりますと、世帯数は約7千世帯でございます。で、これをベースにいたしまして、まず6千個という数字を出しました。で、自治会に加入されている率が約70%と聞いておりますので、これにつきましては約4千から4千5百程度はまあ加入されているであろうと。しかしながら、そこで先程申し上げましたような住居の形態もございますので、果たしてそれが全てその対象個数になるかと言うとこれも非常に不明な点がございます。加えまして残りは非自治会に加入されている、自治会に加入されていない世帯でございますので、その世帯がどれだけの申し出をされるかというのも不明でございますので、あくまでもこれは当初の概算ということで6千個ということで算出をいたしております。 その次に、すでに要綱で定めております助成金の実数、対象、申請実数でございますが、これにつきましては今手持ちに正確な数字がございませんので、調査いたしましてお答えを、後でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。 末武議長 大西豊議員 はい、大西豊君。 これもし注文がなくてもこれ予定数量だけ町が購入してストックしておくもんかどうかな。 それともう1つは、これ普通の家計であつたらこんだけ要るきん、こんだけ買ういうて計算をしてするんが常であるんですが、ただ交付金来るきに、お金が、町の持ち出しがいらんきん、あんまりも雑な算出方法でないかと思うんで、もし分からんであれば担当課もおられると思うんで、ある程度の、例えば百台ぐらいは助成しとるとか、50台ぐらひ助成しとるとかいう事業の中で進んでおるんで、説明をしていただきたいと思います。 末武議長 栗田総務課長 はい、栗田昭彦君。 大西豊議員さんの再質問にお答えします。先程申し上げました個数のお話でございますが、物品の、購入物品の数量は6千個。但しですね、町の実施する事業が完了した時に最終数値が確定するので、最終的にはその個数を購入するということでございます。ですから、6千個を全て購入すると言うわけではございません。必要に応じた個数を購入していくと、ですから段階に応じてですね、数の収集をしたそれぞれの段階に応じて、業者から必要な個数を納入していただくというふうに考えております。 それから、もう1点、町が町単独で実施いたしております弱者の方への補助金の助成につきましては、すでに実施をいたしております。これとは別個な事業でございます。これにつきましては、先程も申し上げましたように正確な数字は今のところ把握して
--	----------------------------------	---

	栗田総務 課長 末武議長 川原議員	おりませんので、調べさしていただいた後ご報告をさしていただきたいと思います。 はい、川原茂行君。 これ本日の議会はこの点なんです、私あの今総務委員会でもこの件はかなり練っておったと、しかしまあ、自己財源でいく場合と今回のように臨時交付金が出たからと、1つの契機として捉えて今回踏み切ったと。そこです、そういう行政のあり方、これ私はすでに自治会長会で全てをもう報告されて取りまとめを依頼しておる。で、自治会長会で言うたこととここで答弁されることが食い違たら大変なことになりますので、私も質問の中でもそれを踏まえながらお聞きしたいと、こう思っております。 先程から何名かの同僚が質問されておりますが、まず基本的にこの自治会長会に諮る前になぜこの臨時交付金に対して、この報知器に対しての検討をせなんだか。これが1点です。ここが大きなポイントでなんです。もう自治会長会に報告して済んで依頼をしておる、で、今日ここで議会の中で答弁が食い違たらこれまた大変なことになりますから、どうしても言われて気がついてというような格好の答弁にしか私は受け止められない。ここが肝心であります。で、これはどうしても近い将来義務付けられる問題なんです。この報知器。義務付けられる。そうすると、行政としてはやっぱり指導力を発揮して、全戸に取り付けてもらおうと。これが生命と財産、まんのうの自治会、自治会って言うより行政のあり方でなかろうかと、私はそんよに思っておるんです。もうこれ付けても付けないでもいいもんだと言うもんじゃないんです。このチャンスになぜこんだけのことができないんだか、判断ができないんだか。今、個人の申し込みを優先してやりますから、なんぼになるやら数が分からない。こういう答弁です。本来まんのう町の住民の生命と財産を守る、しかもそれは義務付けられますよと言う前の話ですから、当然自治会長会で話をする前に議会と充分練って、ほしてそれを自治会長さんをお願いして取りまとめをお願いします。その中で、全戸加入してくださいとなぜそう言う指導力が発揮できなかったか。私はこの点をちょっと気になっております。で、先程まあ、課長の話の答弁の中でですね、あの自治会長会の中では取り付けられないような不自由な方がおつてよう自分で取り付けないと、この方には自治会内で取り付けてくださいと。そういうような文面になっておったと思うんです。しかしまあ、何らかの形で、これは推進していくためには金額は入ってませんが推進費は何らかの形で自治会に出しましょうと、そういうような話でなかったかと思うんです。だから私が気になっておるのは先程まあ今の社会情勢をまんのう町の中でも見ますと、3世帯おる方もおるし、2世帯の方もおる。だけでも、今はやっぱり棟数が別であればそれは2件で認めましょうと。1件の中で2世帯おる場合には認めませんよと。もうそういうことも自治会の中で言われとる。図面にも書いてありました。そういう中でですね、本来の行政主導のあり方はどうせ義務付けられるのであれば、これはまんのう町の住民の生命、財産を守るんだから、この際全戸配布に向けての最善の努力をして欲しかった。で、この点につ
--	--------------------------------------	--

	川原議員 末武議長 栗田総務 課長 末武議長 川原議員 末武議長	いて、まずお伺いいたします。 栗田昭彦君。 川原議員さんのご質問にお答え申し上げます。自治会の会長の皆様方におきましては、順番といたしましてまず自治連合会の幹部の役員の方に8月の、私の記憶では8月の末だったと思いますけども、まず大筋でお願いをした記憶がございます。順次それぞれの地区単位の自治会長さんがお集まりの時にですね、またそのこの事業の内容についてご説明をし、お願いを申し上げまして、今現在事業の実施をいたしておるところでございます。で、議会の先生方につきましては、平成20年度の予算でですね、この事業の実施の予算計上につきましては可決をいただいております。予算の確保はしていただいたものというふうに考えております。詳細につきまして、説明が少し、説明が充分できてなかったと言う部分があるというご指摘だろうと思いますが、これにつきましては今後気をつけてまいりたいというふうに思っております。 それから、本来これはですね、義務付けをされております。できるだけですね、この法律に沿った形で住民の方にはお願いするのが今議員さんがご指摘の通りでございまして、町といたしましてはできる、町としてのできる限度と、範囲の限度はございますが、法に沿ったような形で町としても努力をしてまいりたいというふうに考えております。 川原茂行君。 自治会長会に、の説明会、依頼をお願いする場合にこれ今8月とおっしゃいました。で、そこでまあ、話を具体的な話をお願いして今各自治会で取りまとめておる。で、私が言いたいのはその前に話しは本来していたかったんですが、この9月の議会が10月5日ですね、終わりが。ですから、5日に終わったのであれば、6日にでも即全員協議会なり、各委員会なり、そういうまあ、委員会は議会の方ですからあんまり言えませんが、そういうものを我々も依頼しておるんです。委員会もね。ですから、それは議会の不手際で委員会ができなかったと言うことで私はあんまり立場上言えませんが、この話は基本的にはまんのう町の住民の安全、生命を守るわけなん、財産と。そういう基本理念がね、私はちょっと欠けておると。自治会に入ってとりまとめてもらう。自治会に入っていない方、そら色々な事情があって入っていない方はもう放置しておくのか。そういう話も充分詰められましたか。私はそのの、そいらが諸々のことを踏まえて議会とも充分相談した上で自治会長、基本的には自治会長に言うておるからもうそれ以上のことは言えせんというような行政の今のあり方なんですよ。執行部の。そら言えんでしょう。自治会長にこう言うとなのに議会ではこう言うたで。食い違う、違うことは言えんのですよ、これは。言うたらまたおかしいん。その手順、考え方が私問題だと言いたい。その点について町長お願いします。 栗田隆義君。
--	---	--

	栗田町長	川原議員さんの再質問にお答えをいたします。この火災報知機の全戸配布につきましては、平成20年度の臨時交付金事業でございました。確か3月議会でご承認をいただいたものと思います。この臨時交付金、20年度の臨時交付金につきましては、それぞれの項目別に議会議員の皆さん方にも説明をさせていただいて、3月議会承認をいただいたものというふうに思っております。全戸配布についての、そのどのようにして配布をするかとか、どのようにして業者を選定するかというようなことにつきましては、課題がその後ありましたが、その後色々執行部で検討して、今回自治会の会員の皆さん方にやはりそれぞれの地域の事情を一番知っておられるのは、やはり自治会の会長さんなり、その地域の方でなかろうかなというふうに思いまして、自治会の会長さんに取りまとめをお願いいたしましたし、その後の配布等も会長さんをお願いをいたしておるところでありあます。 もう1点、住民の安心と安全を守る火災警報器でございますので、その自治会に入っていない方につきましては、別途色々また考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。
	末武議長	はい、川原茂行君。
	川原議員	はい。そうしますと今平行してね、その自治会に入っていない方、これはまんのう町の住民ですから、自治会に入っておられんのはそれなりの事情があつてのことだとは私は思いますが、少なくともまんのう町の住民は平等に生命と財産は守ってあげないかん。行政としてできる範囲、全てはもう全部行政がやれ言うたらこれ大変ですので、行政のできる範囲内ではやっていくのが当然だろうとそれなら平行してやるべきでないか。これ金が足らんようになってまた申し込み6千個やったらどうしても足らなんだと言うこともなりうるかも分らん。で、私は考え方を言いよんですよ、この数字を5千が、6千が、6千5百か、そういうことを言うておるんでないんですよ。執行部のそういう考え方、住民に対する考え方、それをお聞きして、したら今町長さんは自治会長、会に入っていない方は後日また後から対応しますと、そうじゃなくて私はもう平等に平行して、自治会に入っていないんですから自治会長取りまとめしてくれ言うたってなかなか難しいですよ。現実的には難しい。だけれども、それは平行してやるべきぐらいな気持ちをなぜ持っていただけないかと、こう、この点をお聞きしておるんです。再度お願いいたします。
	末武議長	栗田隆義君。
	栗田町長	川原議員さんの再質問にお答えをいたします。自治会へ入っておられる方につきましては、自治会の方で取りまとめをさせていただいておりますし、それ以外自治会に入っていない方等につきましては、広報等でもお申し込みをお願いをして啓発をしておるところであります。また、まんのう広報等も今四国新聞社の方で配っていただいておりますが、自治会に入っておるとこ、また入っていないとこ、ある程度数は町の方で把握しておりますので、そういった面でまあ6千個という数字も出していったと思いますので、今後そういうことで同時に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

	末武議長 （議長まだかまんの。） もう３回やったけん、まあ、また。これあの、総務委員長、総務委員会でも大分練っとるんやろう。 （ちょっと、遅いん。） 末武議長 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし。） 異議なしと認めます。 よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。 （なし。） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたしました。 これより、議案第１号 住宅用火災警報器購入契約の締結について、平成２０年度地域活性化生活対策臨時交付金事業の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし。） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。 これにて平成２１年第７回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。	
	閉 会 閉 会 午前１０時５５分	

		地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------------

		平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日
--	--	-----------------------------

		まんのう町議会議長
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

--	--	--